

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようご案内いたします。なお、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料などの諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に「手数料ガイドライン」に記載の売買手数料をいただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3））といいますが、）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初の購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これら

の権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

マルチカレンシー対応口座及び外国為替取引に関するリスク

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社（以下「IBSJ」）マルチカレンシー（多通貨）対応口座では、外国上場証券を多数の外国通貨にてお取引いただくことができます。マルチカレンシー口座のベースカレンシー（基本通貨）は、日本円となります。また、この外国為替取引はスポット取引となります。

IBSJでは、IBプラットフォームより変換いただける商品の全ての通貨によるご入出金に対応しておらず、一部の通貨（以下「取扱い通貨」*）のみに対応しております。ご入出金頂けない通貨につきましては、取扱い通貨への交換が必要となりますが、通貨の交換につきましては、ご指示いただいた時点のIBプラットフォームにおける為替レートに手数料を加算した金額にて承ります。また、特定の通貨で発生したIBSJに対する債務（例えば、金融商品取引の結果として生じるもの）を満たすために必要な外国為替取引を行うことがございます。

※取扱い通貨の種類につきましては、「よくあるご質問」にてご確認ください。

IBSJ のお客様に対する債務は以下のものとなります。

- (i) 日本円又は、
- (ii) 預かり金、又は別の通貨に変換された預かり金又は、
- (iii) 金融商品取引の結果発生した通貨等、これらの為替取引に関する情報は、カスタマーステートメントに記載されています。

一般的リスク：

外貨建てまたは外国市場で取引される証券等の金融商品の売買は本質的にリスクが高く、専門知識が必要となります。インタラクティブ・ブローカーズのマルチカレンシー対応口座の利用に際し、お客様は、外国証券および通貨の取引に伴うリスクを認識し理解していること、および当該リスクを負担するのに十分な資金力を有していることが必要となります。

為替リスク：

外国通貨間の為替レートは、経済、政治、その他の様々な状況により急激に変化することがあり、お客様は、原金融商品の取引から生じる固有の損失リスクに加えて、為替レートの損失リスクにさらされることがあります。お客様がある通貨で資金を預け、異なる通貨建ての商品を取引する場合、お客様の原資産の損益は、通貨間の為替レートの変動により影響を受ける可能性があります。

通貨の変動：

お客様がインタラクティブ・ブローカーズの提供する外国為替機能を利用して外貨を売買する場合、外国通貨と基準通貨との間の為替レートの変動により、お客様が外国通貨を基準通貨に戻す際の損失も含め、お客様に大きな損失を与える可能性があります。

お客様とインタラクティブ・ブローカーズとの間の外国為替取引について：

お客様がインタラクティブ・ブローカーズと外国為替取引を行う場合、インタラクティブ・ブローカーズはお客様の取引のカウンターパーティとして、インタラクティブ・ブローカーズの関連会社、インタラクティブ・ブローカーズのシステムに相場を入力する他の顧客、または第三者の銀行（インタラクティブ・ブローカーズの「フォレックス・プロバイダー」）と相殺取引を行うことにより当該取引が行われます。このような取引において、フォレックス・プロバイダーは、お客様またはインタラクティブ・ブローカーズに対するファイナンシャル・アドバイザーまたは受託者の立場ではなく、独立した契約上の取引において、インタラクティブ・ブローカーズの相殺取引の相手方になります。フォレックス・プロバイダーは、時折、お客様が入力した外貨取引に実質的なポジションを持ち、市場を形成し、又は類似若しくは経済的に関連する商品を売買する可能性があります。また、インタラクティブ・ブローカーズのフォレックス・プロバイダーは、インタラクティブ・ブローカーズとの外国為替取引に関連するヘッジ取引を含む自己勘定取引を行うことがあり、これにより、お客様が入力した外国為替取引のベースとなる市場価格またはその他の要因、ひいては当該取引の価値に悪影響を与える可能性があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 私設取引システムへの媒介、取次ぎ又は代理
- 取引所取引から起因するエラー取引等、当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の売出しの取扱い
- 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

当社の概要

商号等 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第187号
農林水産省指令4新食第2087号
20221201商第7号

本店所在地 〒100-6025
東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング25階

連絡先 03-4590-0707

加入協会 日本証券業協会、日本商品先物取引協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金 1,600,520 千円（令和5年1月現在）

主な事業 金融商品取引業、商品先物取引業

設立年月 平成18年8月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒100-6025
東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビルディング25階

電話番号：03-4588-9701

受付時間：平日 9時00分～17時00分（土日祝・年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価格の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は当社までお問い合わせください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ

(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。